

新規上場申請のための四半期報告書

セカンドサイトアナリティカ株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年2月28日

【四半期会計期間】 第6期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 セカンドサイトアナリティカ株式会社

【英訳名】 SecondXight Analytica, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高山 博和

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目2番11号

【電話番号】 03-4405-9914

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 保坂 義仁

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目2番11号

【電話番号】 03-4405-9914

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 保坂 義仁

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	7
第4【経理の状況】	8
1【四半期財務諸表】	9
2【その他】	14
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	15
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第6期 第1四半期 累計期間
会計期間		自 2021年4月1日 至 2021年6月30日
売上高	(千円)	119,013
経常損失(△)	(千円)	△18,532
四半期純損失(△)	(千円)	△13,036
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—
資本金	(千円)	185,017
発行済株式総数	(株)	1,491,587 普通株式 1,173,587 甲種類株式 318,000
純資産額	(千円)	342,603
総資産額	(千円)	443,415
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△4.37
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	—
1株当たり配当額	(円)	—
自己資本比率	(%)	73.9

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 3 2022年1月21日付で普通株式1株につき普通株式2株、甲種類株式1株につき甲種類株式2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間における国内経済及び海外経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで一部回復の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況にあります。国内においては、主に製造業を中心に生産や設備投資の持ち直しが見られる一方で、個人消費が引き続き弱含みで推移しており、飲食業・宿泊業等の個人向けサービスについては持ち直しの動きに足踏みがみられる状況となっております。また、海外においては、アメリカ、アジア地域では回復基調となっている一方で、ヨーロッパ地域では新型コロナウイルス感染の再拡大による経済活動抑制の影響により弱含みで推移している状況となっております。

このような環境のなか、当社は引き続き従業員に対し在宅勤務を指示・推奨するなど新型コロナウイルスの感染防止に努める一方で、協業先との事業拡大、新規クライアントの開拓、より付加価値の高い画像解析・動画解析に関する案件の獲得及び、事業の拡大に向けた人材の確保に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は119,013千円、営業損失は18,415千円、経常損失は18,532千円、四半期純損失は13,036千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の資産合計は443,415千円となり、前事業年度末に比べ53,711千円減少いたしました。

流動資産は276,720千円となり、前事業年度末に比べ58,999千円減少いたしました。これは主に、売掛金の減少73,302千円があった一方で、現金及び預金の増加14,299千円があったことによるものであります。

固定資産は166,694千円となり、前事業年度末に比べ5,288千円増加いたしました。これは主に、投資その他の資産に含まれる繰延税金資産の増加5,664千円によるものであります。

当第1四半期会計期間末の負債合計は100,811千円となり、前事業年度末に比べ44,710千円減少いたしました。

流動負債は95,221千円となり、前事業年度末に比べ44,710千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等の減少17,031千円及び流動負債のその他に含まれる未払消費税等の減少25,646千円によるものであります。

固定負債は5,590千円となり、前事業年度末より変動はありませんでした。

当第1四半期会計期間末の純資産合計は342,603千円となり、前事業年度末に比べ9,000千円減少いたしました。これは主に、四半期純損失13,036千円があったことによるものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000
甲種類株式	1,000,000
計	4,000,000

(注) 2022年1月20日開催の株主総会決議により、2022年1月21日付で定款変更が行われ、普通株式の発行可能株式総数は7,049,288株増加し10,049,288株、甲種類株式の発行可能株式総数は968,000株増加し1,968,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,173,587	2,512,322	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
甲種類株式	318,000	492,000	非上場	(注) 2, 3
計	1,491,587	3,004,322	—	—

(注) 1 2021年12月16日開催の取締役会決議により、2022年1月21日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより普通株式の株式数は1,256,161株増加し、発行済株式総数は2,512,322株となっており、甲種類株式の株式数は246,000株増加し、発行済株式総数は492,000株となっております。

2 甲種類株式の内容は、次の通りであります。

1. 剰余金配当

- (1) 当社は、剰余金の配当を行うときは、甲種類株式を有する株主（以下「甲種類株主」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）に先立ち、甲種類株式1株につき0.5円の剰余金配当額（以下「優先配当金」という。）を支払う。
- (2) ある事業年度において甲種類株主に対して支払う配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度に累積しない。
- (3) 当社は、甲種類株主に対し、優先配当金のほか、普通株主に対して交付する配当財産と同額の配当財産を交付する。
- (4) 甲種類株式の分割または併合が行われたときは、優先配当金は以下の計算式で調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割または株式併合後の発行済株式総数を、株式分割または株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味し、以下同じとする。また、「調整前優先配当金」とは、それ以前に株式分割または株式併合が行われていない場合は（1）の優先配当金を意味し、株式分割または株式併合が行われている場合は直近の「調整後優先配当金」を意味する。調整後優先配当金の計算上生じた0.01円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後優先配当金} = \text{調整前優先配当金} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 議決権

甲種類株式には、当社株主総会における議決権がない。

3. 取得請求権

甲種類株主は、次に定める取得の条件で、当社が甲種類株式を取得するのと引換えに普通株式の交付を請求することができる。

- (1) 甲種類株式の取得と引換えに甲種類株主に交付する普通株式の数
甲種類株式1株につき、普通株式1株
- (2) 取得請求権の行使期間
当会社設立後、いつでも

4. 残余財産分配

- (1) 当会社の残余財産を分配するときは、甲種類株主に対し、普通株主に先立ち、甲種類株式1株につき金100円（以下、「優先分配金」という）を支払う。
- (2) 甲種類株主に対して、優先分配金のほか、甲種類株式1株当たり、普通株主に対して普通株式1株につき交付する残余財産と同額の残余財産を分配する。
- (3) 甲種類株式の分割または併合が行われたときは、優先分配金は以下の計算式で調整される。
「調整前優先分配金」とは、それ以前に株式分割または株式併合が行われていない場合は(1)の優先分配金を意味し、株式分割または株式併合が行われている場合は直近の「調整後優先分配金」を意味する。調整後優先分配金の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後優先分配金} = \text{調整前優先分配金} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 会社法第322条第1項の種類株主総会決議の不要の定め

甲種類株主による会社法第322条第1項の規定に基づく種類株主総会の決議については、これを要しない。

- 3 2022年1月21日付で1株を2株に株式分割を行ったことに伴い、甲種類株式に係る優先配当金は1株につき金0.25円、優先分配金は1株につき金50円にそれぞれ調整されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月30日	—	1,491,587	—	185,017	—	85,017

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 318,000	—	(1)株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,173,587	1,173,587	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,491,587	—	—
総株主の議決権	—	1,173,587	—

② 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2021年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	216,784
売掛金	40,699
仕掛品	8,653
その他	10,583
流動資産合計	276,720
固定資産	
有形固定資産	24,095
無形固定資産	
ソフトウェア	106,226
その他	9,050
無形固定資産合計	115,276
投資その他の資産	27,321
固定資産合計	166,694
資産合計	443,415
負債の部	
流動負債	
短期借入金	※1 30,000
未払法人税等	984
その他	64,236
流動負債合計	95,221
固定負債	
資産除去債務	5,590
固定負債合計	5,590
負債合計	100,811
純資産の部	
株主資本	
資本金	185,017
資本剰余金	85,017
利益剰余金	57,561
株主資本合計	327,595
新株予約権	15,008
純資産合計	342,603
負債純資産合計	443,415

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	119,013
売上原価	51,818
売上総利益	67,195
販売費及び一般管理費	85,610
営業損失	△18,415
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	1
営業外収益合計	1
営業外費用	
支払利息	84
為替差損	34
営業外費用合計	119
経常損失	△18,532
税引前四半期純損失	△18,532
法人税、住民税及び事業税	167
法人税等調整額	△5,664
法人税等合計	△5,496
四半期純損失	△13,036

【注記事項】

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、分析モデルの構築やシステム開発に関する収益認識については完成基準を適用していましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は3,161千円増加し、売上原価は2,420千円増加し、営業利益、経常利益および税引前四半期純利益はそれぞれ740千円増加しております。

(四半期貸借対照表関係)

※1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

四半期会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
当座貸越極度額	50,000千円
借入実行残高	30,000 〃
差引額	20,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	9,453千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

当社の事業は、アナリティクスを活用したサービスとソリューション提供の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

	アナリティクス コンサルティング	AIプロダクト	合計
一定期間にわたって認識する収益	40,553	36,005	76,558
一時点で認識する収益	25,560	16,895	42,455
合計	66,113	52,900	119,013

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△4円37銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△13,036
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△13,036
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	2,983,174 (うち普通株式 2,347,174) (うち甲種類株式 636,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
- 2 2022年1月21日付で普通株式1株につき普通株式2株、甲種類株式1株につき甲種類株式2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月22日

セカンドサイトアナリティカ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセカンドサイトアナリティカ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、セカンドサイトアナリティカ株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上